

日進市国民保護計画修正（案）要旨

1. 趣旨

日進市国民保護計画（以下「市計画」）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定により、県の国民の保護に関する計画に基づき作成される計画である。

令和2年3月に愛知県国民保護計画が変更されたことなどを踏まえ、市計画の所要の変更を行うもの。

2. 主な変更内容（新旧対照表ページ）

- 国民の保護に関する基本指針、愛知県国民保護計画の変更等に伴うもの
 - 安否情報の種類及び報告様式の整理（P3）
 - 武力攻撃災害への対応訓練等の実践的な訓練実施についての追加（P4）
 - 避難行動要支援者名簿についての追加（P5）
 - 警報等の伝達手段として Em-Net、J-ALERT の追加（P7,10）

- 用語等の修正
 - 愛知県国民保護計画との照合による用語修正
 - ・避難行動要支援者の避難支援プラン→避難行動要支援者名簿（P5、8）
 - ・要支援者、要配慮者→避難行動要支援者へ修正（P8）
 - ・緊急被ばく医療派遣チーム→被ばく医療に係る医療チーム（P11）
 - その他市の現状にあわせた用語等の修正
 - ・行政区→区（P3～4、6～9） 等

- 時点修正等を行うもの
 - 第1編第4章 日進市の地理的、社会的特徴を時点修正（P1～2）
 - 図「月別平均気温・月別降水量」、図「人口集中地区」、市対策本部組織図等を時点修正（別紙）